

平成 29 年度 第 3 回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

平成 30 年 1 月 22 日

健康福祉部国保医療課

目 次

1. 諮問について

(1) 平成 30 年度国民健康保険税の税率について

(2) 宗像市国民健康保険条例の一部改正について

(3) 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部改正について

(4) 第 2 期宗像市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について （別 紙）

2. 国の動向（制度改定「予定」）について

● 宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

(1) 平成30年度国民健康保険税の税率について

① 国民健康保険事業の概況

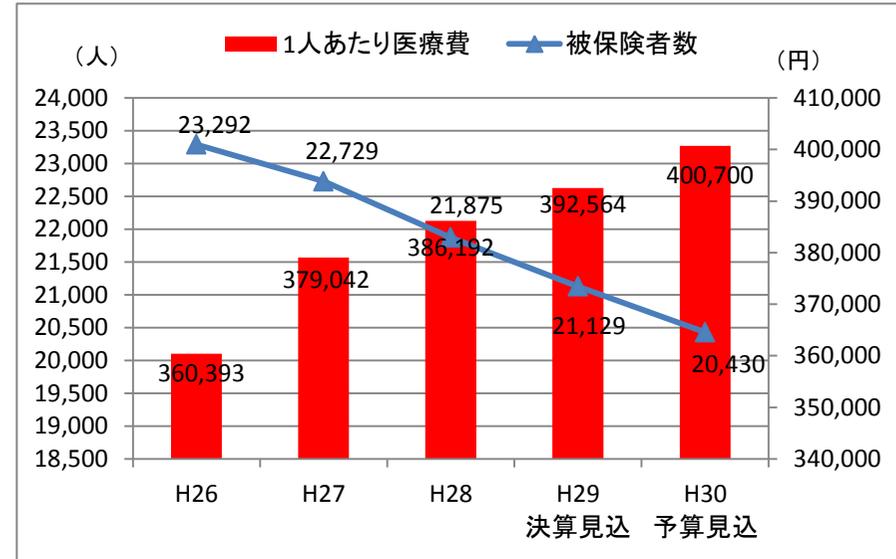
区分	H30年度	H29年度		
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	11,967	13,046	12,572	
被保険者数(人)	全体	20,430	21,587	21,129
	一般	20,313	21,039	20,762
	退職	117	548	367
介護被保険者数(人)	5,947	6,725	6,228	
一人あたり医療費(円)	400,700	409,343	392,569	
一人あたり国保事業費納付金負担額(円)	121,770	-	-	

※一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者

※退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者

(65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)

※介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



【参考】

◎平成30年度1人あたり納付金額の本算定情報

	H28納付金相当額	H30納付金額 (激変緩和前)	H30納付金額 (激変緩和後)	H30納付金額 (激変緩和後・再調整)
宗像市	122,000	123,911	122,000	121,770
県平均	128,211	127,023	125,866	125,636

◎国民健康保険事業費納付金

医療分	1,777,764,798円
後期高齢者支援金等分	554,428,722円
介護納付金分	153,972,387円
合計	2,486,165,907円

② 平成30年度予算(見込)

※現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入					支 出						
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比
保険税	1,908	1,343	425	140	19.5%	総務費	129	129			1.3%
県支出金(保険給付費分)	6,864	6,864			70.2%	保険給付費	6,923	6,923			71.4%
県支出金(保険者努力ほか)	170	170			1.7%	国保事業費納付金	2,486	1,778	554	154	25.7%
繰入金	787	619	126	42	8.1%	保健事業費	116	116			1.2%
繰入金(公費波及増)	28	28			0.3%	直診勘定繰出金	15	15			0.2%
その他収入	17	17			0.2%	その他支出	21	21			0.2%
小計(単年度収入) A	9,774	9,041	551	182	100.0%	小計(単年度支出) B	9,690	8,982	554	154	100.0%
						単年度収支差(A-B)	84	59	▲ 3	28	

【参考】

基金残高見込額(平成29年度末)
673,230千円

③平成 30 年度国民健康保険税について

○ 税率の改定について

平成 30 年度の国民健康保険税率・税額を次のように改定する。

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.5	25,500	25,500	2.4	8,500	8,500	2.4	13,100
	改定前	7.5	27,300	27,300	2.4	8,400	8,400	2.8	15,800
	差引	-	▲ 1,800	▲ 1,800	-	100	100	▲ 0.4	▲ 2,700
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)		7.56	25,770	25,252	2.65	8,677	8,502	2.4	13,409

(平成 30 年度国民健康保険税改定の基本的な考え方)

平成 30 年度宗像市国民健康保険特別会計予算(案)を編成したところ、約 8,400 万円の歳入超過が見込まれることから、歳出に見合った国民健康保険税率に改定し、収支均衡を図るものである。

- ・医療給付分：歳入超過が見込まれるため、国保税額を改定し収支を均衡させる。
- ・後期高齢者支援金分：歳入不足が見込まれるため、国保税額を改定し収支を均衡させる。
- ・介護納付金分：歳入超過が見込まれるため、国保税率・税額を改定し収支を均衡させる。

○ 1人（世帯）当たり国民健康保険税見込額

区 分		医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	63,958 円	21,113 円	20,580 円	91,062 円
	改定前	66,233 円	21,004 円	23,956 円	94,210 円
	増減	▲2,275 円	109 円	▲3,376 円	▲3,148 円
		▲3.4%	0.5%	▲14.1%	▲3.3%
1世帯当たり	改定後	109,188 円	36,045 円	10,227 円	155,460 円
	改定前	113,072 円	35,858 円	11,905 円	160,835 円
	増減	▲3,884 円	187 円	▲1,678 円	▲5,375 円
		▲3.4%	0.5%	▲14.1%	▲3.3%

《 1人当たり国民健康保険税見込額を計算 》

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数（20,430人）で計算しています
 介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数（5,947人）で計算しています

《 1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算 》

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数（11,967世帯）で計算しています

④ モデルケース税試算資料

●ケース1(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,030,000
	所得	330,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	24,300	15,300	5,100	3,900
改定前	26,000	16,300	5,000	4,700
差額	▲ 1,700	▲ 1,000	100	▲ 800
(変更率)	93.5%	93.9%	102.0%	83.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	330,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	20,400	15,300	5,100	
改定前	21,300	16,300	5,000	
差額	▲ 900	▲ 1,000	100	0
(変更率)	95.8%	93.9%	102.0%	—

●ケース2(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,210,000
	所得	510,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	62,600	39,000	12,800	10,800
改定前	66,400	40,800	12,700	12,900
差額	▲ 3,800	▲ 1,800	100	▲ 2,100
(変更率)	94.3%	95.6%	100.8%	83.7%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,710,000
	所得	510,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	51,800	39,000	12,800	
改定前	53,500	40,800	12,700	
差額	▲ 1,700	▲ 1,800	100	0
(変更率)	96.8%	95.6%	100.8%	—

●ケース3(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,406,667
	所得	680,000
	課税標準所得	350,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	107,800	67,000	22,000	18,800
改定前	114,100	69,900	21,800	22,400
差額	▲ 6,300	▲ 2,900	200	▲ 3,600
(変更率)	94.5%	95.9%	100.9%	83.9%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,880,000
	所得	680,000
	課税標準所得	350,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	89,000	67,000	22,000	
改定前	91,700	69,900	21,800	
差額	▲ 2,700	▲ 2,900	200	0
(変更率)	97.1%	95.9%	100.9%	—

④ モデルケース税試算資料

●ケース4(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	980,000
	所得	330,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	38,300	22,900	7,600	7,800
改定前	41,400	24,500	7,500	9,400
差額	▲ 3,100	▲ 1,600	100	▲ 1,600
(変更率)	92.5%	93.5%	101.3%	83.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	330,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	30,500	22,900	7,600	
改定前	32,000	24,500	7,500	
差額	▲ 1,500	▲ 1,600	100	0
(変更率)	95.3%	93.5%	101.3%	—

●ケース5(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,225,000
	所得	575,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	94,100	56,600	18,600	18,900
改定前	100,300	59,300	18,400	22,600
差額	▲ 6,200	▲ 2,700	200	▲ 3,700
(変更率)	93.8%	95.4%	101.1%	83.6%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,775,000
	所得	575,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	75,200	56,600	18,600	
改定前	77,700	59,300	18,400	
差額	▲ 2,500	▲ 2,700	200	0
(変更率)	96.8%	95.4%	101.1%	—

●ケース6(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,680,000
	所得	1,030,000
	課税標準所得	700,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	188,600	113,700	37,200	37,700
改定前	199,700	118,000	36,900	44,800
差額	▲ 11,100	▲ 4,300	300	▲ 7,100
(変更率)	94.4%	96.4%	100.8%	84.2%

●ケース7(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	3,000,000
	所得	1,920,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	323,600	195,700	63,600	64,300
改定前	340,500	201,100	63,300	76,100
差額	▲ 16,900	▲ 5,400	300	▲ 11,800
(変更率)	95.0%	97.3%	100.5%	84.5%

④ モデルケース税試算資料

●ケース8(4人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40~64歳)、子2人	
収入状況	給与	2,730,000
	所得	1,729,600
	課税標準所得	1,399,600
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	328,900	206,900	67,500	54,500
改定前	345,600	214,100	67,100	64,400
差額	▲ 16,700	▲ 7,200	400	▲ 9,900
(変更率)	95.2%	96.6%	100.6%	84.6%

●ケース9(4人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40~64歳)、子2人	
収入状況	給与	4,420,000
	所得	2,996,000
	課税標準所得	2,666,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	523,900	327,400	106,400	90,100
改定前	548,500	336,400	105,900	106,200
差額	▲ 24,600	▲ 9,000	500	▲ 16,100
(変更率)	95.5%	97.3%	100.5%	84.8%

⑤ 平成29年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	7.5	27,000	24,000	田川市	4.97	-	15,674	13,401	田川市	3.67	-	14,568	8,856
直方市	9.90	-	22,000	27,000	行橋市	4.00	-	9,000	-	飯塚市	3.40	-	16,200	-
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	嘉麻市	3.50	20.0	6,500	6,500	大牟田市	3.15	-	14,200	-
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	飯塚市	3.10	4.0	7,800	9,800	古賀市	2.90	-	13,800	-
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	-	8,000	6,000	福岡市	2.83	-	9,314	7,289
大川市	8.90	-	27,000	24,000	古賀市	3.10	-	8,000	8,000	北九州市	2.80	-	8,160	7,370
飯塚市	8.80	6.0	23,200	28,500	中間市	3.00	-	8,400	6,000	宮若市	3.00	3.19	7,900	5,600
柳川市	8.50	10.0	25,000	26,000	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	宗像市	2.80	-	15,800	-
朝倉市	8.50	-	26,000	25,000	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	小郡市	2.40	-	8,100	7,000
嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	福岡市	2.94	-	7,829	8,024	うきは市	2.30	-	12,000	-
中間市	8.50	-	22,600	23,200	北九州市	2.90	-	7,440	9,170	八女市	2.30	-	9,000	7,000
古賀市	8.50	-	24,000	24,000	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	糸島市	2.20	-	12,700	-
みやま市	8.30	-	23,000	26,000	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	柳川市	2.20	-	10,000	8,000
小郡市	8.20	-	25,000	24,200	八女市	2.70	-	7,300	7,000	太宰府市	2.10	-	13,200	-
八女市	8.20	10.0	24,000	22,000	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	久留米市	2.11	-	14,700	-
北九州市	8.20	-	21,110	26,030	小郡市	2.63	-	8,000	7,000	豊前市	2.10	-	9,000	-
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	柳川市	2.50	-	8,000	6,000	筑後市	2.10	-	9,000	7,000
筑後市	7.90	5.0	21,000	27,000	筑後市	2.50	-	8,000	6,000	大川市	2.10	-	9,000	5,000
福岡市	7.89	-	21,276	21,805	宗像市	2.40	-	8,400	8,400	みやま市	2.10	-	9,000	7,000
宗像市	7.50	-	27,300	27,300	福津市	2.40	-	7,500	7,500	行橋市	2.00	-	9,000	-
豊前市	7.30	-	19,000	27,000	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
行橋市	7.00	25.0	16,000	27,000	大川市	2.40	-	7,000	6,000	福津市	1.70	-	9,200	-
春日市	6.90	-	25,000	25,000	太宰府市	2.40	-	8,000	8,100	直方市	1.53	-	9,500	-
筑紫野市	6.90	-	24,000	24,000	みやま市	2.30	-	7,000	6,000	筑紫野市	1.50	-	11,000	-
太宰府市	6.80	-	25,200	25,200	直方市	2.00	-	6,300	5,000	嘉麻市	1.50	-	10,500	-
大野城市	6.80	-	23,000	23,000	春日市	1.70	-	6,500	6,500	中間市	1.80	-	6,000	3,000
福津市	6.70	-	22,100	22,100	筑紫野市	1.70	-	6,000	6,000	春日市	1.40	-	11,000	-
田川市	6.63	-	20,915	17,882	大野城市	1.70	-	6,000	6,000	大野城市	1.10	-	10,000	-
平均	8.11	13.6	23,161	24,243		2.73	12.0	7,773	7,166		2.25	3.2	10,780	7,343

(2) 宗像市鶉国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、平成30年度から葬祭費の支給額を県下同一額とする。

支給額については、現在、最も多くの市町村が支給しており、加えて福岡県後期高齢者医療広域連合で県下同一額としている3万円に統一する。

宗像市国民健康保険条例(平成15年宗像市条例第91号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(葬祭費) 第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。</p>	<p>(葬祭費) 第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として<u>4万円</u>を支給する。</p>

(3) 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例について

基金の適正かつ円滑な運用を図るため、基金の積立て及び処分の規定を見直すとともに、条例の名称を宗像市国民健康保険基金条例に変更する。

宗像市国民健康保険給付費支払基金条例(平成15年宗像市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>宗像市国民健康保険基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 国民健康保険事業の円滑な運用に資するため、<u>宗像市国民健康保険基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 <u>基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>(処分) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 一 <u>災害により生じた保険税の減収を補填するための財源に充てるとき。</u> 二 <u>保健事業に要する経費に充てるとき。</u> 三 <u>国民健康保険事業の財政運営上著しい影響を及ぼさない範囲において、国民健康保険税の激変緩和の財源に充てるとき。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>宗像市国民健康保険給付費支払基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 国民健康保険事業の円滑な運用に資するため、<u>宗像市国民健康保険給付費支払基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 国民健康保険特別会計において剰余金が生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を当該年度及びその直前の2箇年度内における次の各号に掲げる費用の額の合算額の1年度当たり平均額の100分の25に相当する額に達するまで基金として積み立てるものとする。 一 <u>保険給付に要する費用</u> 二 <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用</u> 三 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用</u></p> <p>(処分) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 一 <u>予期せぬ流行性疾患等の発生により、保険給付に要する費用が不足する場合において、不足額を補填するための財源に充てるとき。</u> 二 <u>災害により生じた保険税の減収を補填するための財源に充てるとき。</u> 三 <u>保健事業に要する経費に充てるとき。</u></p>

2. 国の動向（制度改定「予定」）について

（1）国民健康保険税の賦課限度額の見直し（平成30年4月実施予定）

○賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

○政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

○賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層（※）に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

※中間所得者層：低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

○平成30年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】

基礎課税額（医療分）	54万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円
介護納付金課税額	16万円
合 計	89万円

【改正後】

基礎課税額（医療分）	58万円（4万円引き上げ）
後期高齢者支援金等課税額	19万円（据え置き）
介護納付金課税額	16万円（据え置き）
合 計	93万円（4万円引き上げ）

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（平成30年4月実施予定）

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

【軽減判定所得（現行）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）

5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋27万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋49万円×（被保険者数）

【軽減判定所得（改正後）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）・・・変更なし

5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋27.5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋50万円×（被保険者数）

平成29・30年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	吉田 洋之
	猪狩 美世子		湊上 雅典
	今村 妙子		乗越 千枝
	阿久根 文子		中村 洋子
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	吉田 道弘	被用者保険等 保険者代表委員	古田 俊夫
	島村 隆二		
	和田 俊樹		
	安東 恵津子		